

遠隔医療の法規整等制度分科会

1. 分科会の目的

遠隔医療が普及・推進するうえで障害になるものは2つある。

第一に、医師法第20条の規定である。1999年12月に当時の厚生省医政局から発出された通知において「遠隔診療は医師法第20条等に抵触するものではない」との解釈が示され遠隔診療が進展するきっかけとなった。その後、数次にわたる厚生労働省からの通知の発出により、現在の遠隔診療やオンライン診療の実施基盤が徐々に作られてきた。すなわち、遠隔医療は医師法第20条の規定についての行政府の法解釈に依拠して成立しているのである。したがって、遠隔医療の普及・推進のためには、遠隔医療は医師法第20条の規定から解き放たれるべきである。

第二に、遠隔診療やオンライン診療を持続的に運用するための経済基盤はきわめて脆弱であり、これも遠隔医療やオンライン診療の普及を妨げている障害として指摘できる。

そこで、遠隔医療に関わる法規整や経済制度を検討し、提案することで遠隔診療やオンライン診療の一層の普及と活用推進を図ることを目的とする。

2. 令和6(2024)年度活動実績と成果

2024年11月10日第28回学術大会

口演発表「デジタル医療基盤としての法規と制度の検討」

・一般演題B-3セッションにて、法的課題に関する本分科会からの見解を発表した。

2025年1月13日 第4回分科会会議(東京)

分科会の検討課題の洗い出しと分析の進め方、近時の法改正状況を検討した。

2025年2月8日 JTTA スプリングカンファレンス2025

口演発表「わが国におけるオンライン診療に関する法整備の動向と遠隔医療をめぐる法制度に関する議論」

一般演題1「遠隔医療の法的課題」にて、近時の法状況に関する発表を行った。

3. 令和7(2025)年度活動計画

2月に1回程度の頻度で分科会を開催し、情報通信を利用した医療に関わる課題の洗い出しと整理を進める。また、医療法改正にかかわる動向を注視し、日本遠隔医療学会としてタイムリーな意見発信等を実現する。